

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年5月23日(2023.5.23)

【公開番号】特開2023-53973(P2023-53973A)

【公開日】令和5年4月13日(2023.4.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-069

【出願番号】特願2023-9297(P2023-9297)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

10

【F I】

A 6 1 M 16/06 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月12日(2023.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

呼吸チャンバを画定するシール本体と、

前記シール本体の鼻ポートと、を備える鼻シールであって、

前記鼻シールは、使用時、使用者の頬と接触する一対の厚肉壁部分を備え、前記厚肉壁部分が、各々、前記厚肉壁部分内に溝を備え、前記溝が、前記溝の両側における前記厚肉壁部分のいくつかの部分の分離された動きを可能にする、鼻シール。

【請求項2】

前記鼻ポートは、一対の側方部分の間に配置された中心部分を備え、

前記鼻ポートは、上縁部および下縁部をさらに備え、前記下縁部が前記中心部分内に内側突出部分を画定する、請求項1に記載の鼻シール。

30

【請求項3】

前記内側突出部分が湾曲している、請求項2に記載の鼻シール。

【請求項4】

前記鼻ポートの外周部の一部または全体にわたって延在する厚肉リム部分をさらに備え、前記厚肉リム部分が、前記厚肉リム部分に隣接する前記シールの部分より大きい壁厚さを有する、請求項1～3のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項5】

前記シール本体が、一対の側方部分の間に配置された中心部分を備え、前記シール本体が、使用時、使用者によって前記中心部分に圧力が加えられるときに前記側方部分が内側に移動するように構成される、請求項1～4のいずれか一項に記載の鼻シール。

40

【請求項6】

前記鼻シールの使用者に面する面が、薄肉壁部分を備え、前記使用者に面する面の前記薄肉壁部分が、前記シール本体の最小壁厚さを有しましたはそれに等しい、請求項1～5のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項7】

前記厚肉壁部分が、前記シール本体の最大壁厚さを有するかまたはそれに等しい、請求項1～6のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項8】

前記鼻シールがフレームに結合されるのを可能にするように構成されたコネクタをさら

50

に備え、前記コネクタが、前記シール本体内の第1部分と前記シール本体の外側の第2部分とを備え、前記第1部分および前記第2部分が互いに結合されている、請求項1～7のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項9】

前記第1部分がフランジおよびハブを備え、前記ハブが前記シール本体のアパーチャを通って延在し、前記第2部分が前記第1部分の前記ハブに結合されており、前記シール本体が、前記アパーチャの周囲に部分的にまたは全体的に延在するリムを備え、前記リムが、前記第1部分と前記第2部分との間に捕捉される、請求項8に記載の鼻シール。

【請求項10】

前記シールおよび前記コネクタが、前記シールと前記コネクタとの間の相対的な回転を阻止または防止する干渉部分を備える、請求項8または9に記載の鼻シール。 10

【請求項11】

前記シール本体が、使用者と接触する側の第1凹凸と反対側の第2凹凸とを有し、前記第2凹凸が前記第1凹凸とは異なる、請求項1～10のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項12】

前記一対の厚肉壁部分は、各々、底壁を備え、各溝が前記一対の厚肉壁部分の各々の前記底壁の長さを横切ってわたる、請求項1～11のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項13】

各溝が前記一対の厚肉壁部分の各々の前記底壁の長さに沿って横方向に延在する、請求項12に記載の鼻シール。 20

【請求項14】

前記一対の厚肉壁部分は、各々、前壁と後壁を備える、請求項1～13のいずれか一項に記載の鼻シール。

【請求項15】

各溝が前記一対の厚肉壁部分の各々の前記前壁と前記後壁との間の領域内に延在する、請求項14に記載の鼻シール。